

議第 2 2 号 呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号。以下「整備法」といいます。）により，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」といいます。）が廃止されること等に伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の廃止に伴うもの

現行の個人情報保護に係る諸制度は，民間事業者については個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」といいます。）に，国の行政機関については行政機関個人情報保護法に，独立行政法人等については独立行政法人等個人情報保護法に，地方公共団体等については各地方公共団体が制定する個人情報保護条例に定める規定がそれぞれ適用されています。

この度，個人情報保護に係る国・民間・地方公共団体の制度を統一し，全国的な共通ルールを法律で定めるため，個人情報保護法の一部が改正されるとともに，行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され，個人情報保護法に統合されることになりました。

これに伴い，行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を引用する規定の改正をするものです。

なお，国の行政機関，独立行政法人等については令和 4 年 4 月 1 日から，地方公共団体等については令和 5 年 4 月 1 日から個人情報保護法が適用されます。

(2) 引用条項の移動に伴うもの

整備法による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正により，引用条項に移動が生じたことに伴い，関係規定の整理をするものです。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日（引用条項の移動に伴う改正規定は，公布の日）